

親権制限事件及び 児童福祉法28条事件の概況

—平成28年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成28年1月から同年12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の親権制限事件、児童福祉法28条1項事件及び同条2項事件の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

本資料の数値は、司法統計による速報値及び当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

本資料上の注意

- (1) 本資料において、「親権制限事件」とは、民法834条の規定による親権喪失の審判事件、同法834条の2の規定による親権停止の審判事件、同法835条の規定による管理権喪失の審判事件及び同法836条の規定による上記各審判の取消事件をいう。
- (2) 親権制限事件について、親権停止の新設を含む「民法等の一部を改正する法律」が施行された平成24年4月から、「親権停止及びその取消し」を計上している。
- (3) 当局実情調査の結果に基づく概数は、申立て時の事件の種類に基づいて集計する司法統計と異なり、終局時の事件の種類に基づいて集計するため、申立ての趣旨の変更などにより、件数が司法統計と一致しないことがある。
- (4) 親権制限事件の事件数は、子を基準（子一人につき1件）としているが、一人の子につき、親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失する親権者が二人いる場合には、2件となる。

平成29年4月

○ 以下について訂正を行った（平成29年4月20日）。

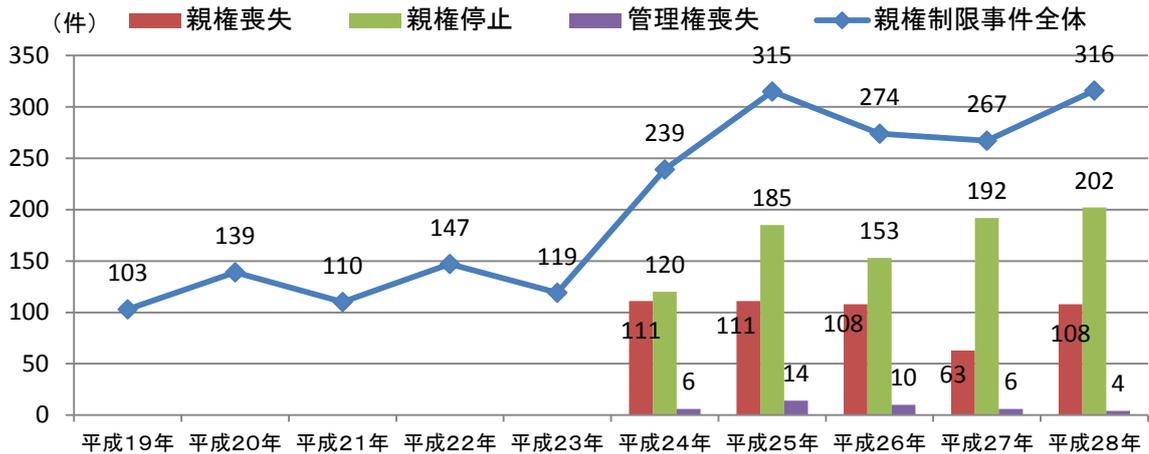
- ・ 5頁下段右側の円グラフのタイトル
- ・ 8頁「○認容事案における親権を喪失又は停止された親権者の属性」グラフの割合表示

目 次

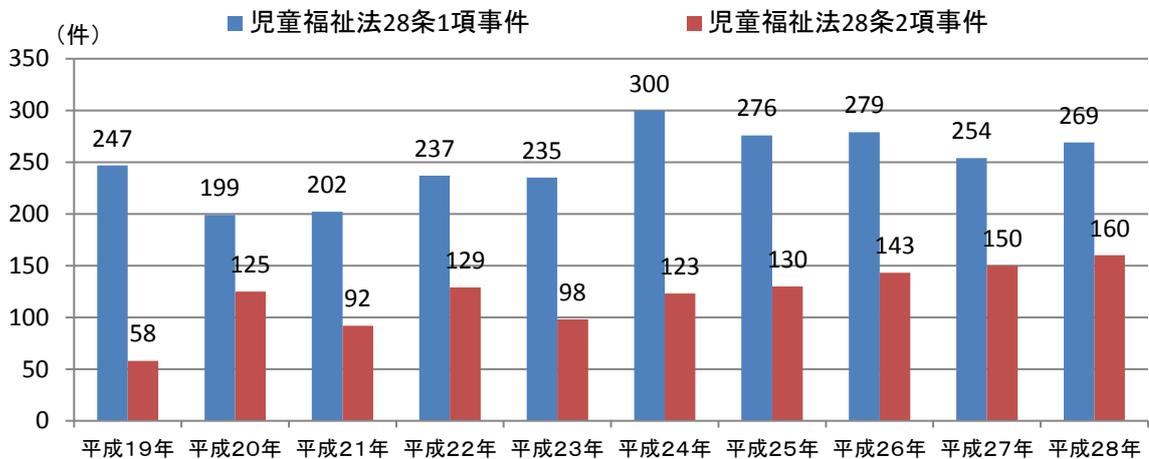
1	新受件数について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	既済件数について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	終局区分別件数について・・・・・・・・・・・・	3
4	子の性別と年齢について・・・・・・・・・・・・	5
5	審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	親権喪失及び親権停止の事件処理の実情について・・・・・・・・	7
7	児童福祉法28条1項及び2項の事件処理の実情について・	9

1 新受件数について

○親権制限事件の新受件数の推移（平成19年から平成28年まで）



○児童福祉法28条事件の新受件数の推移（平成19年から平成28年まで）



○新受件数一覧（平成19年から平成28年まで）

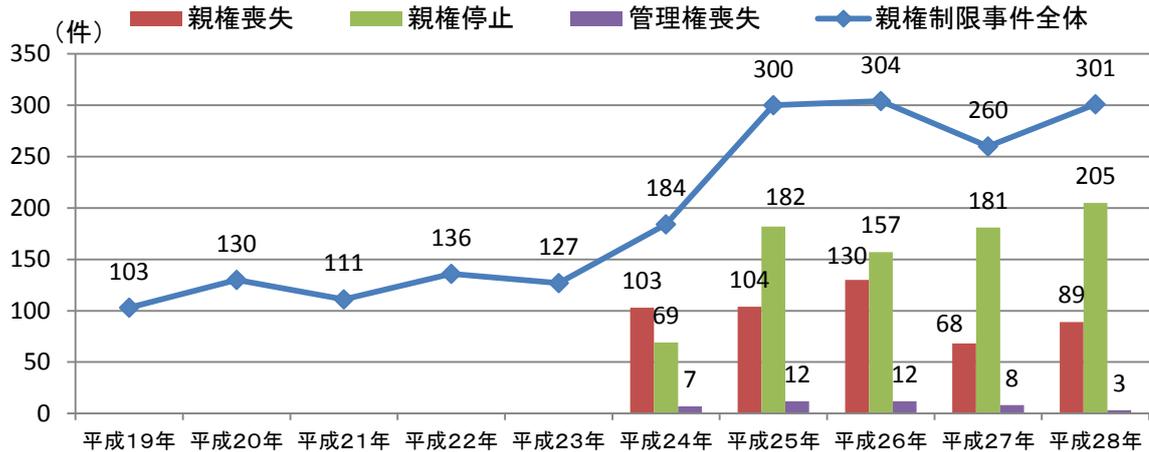
	親権制限事件				児童福祉法 28条1項 事件	児童福祉法 28条2項 事件
	合計	うち 親権喪失	うち 親権停止	うち 管理権喪失		
平成19年	103	—	—	—	247	58
平成20年	139	—	—	—	199	125
平成21年	110	—	—	—	202	92
平成22年	147	—	—	—	237	129
平成23年	119	—	—	—	235	98
平成24年	239	111	120	6	300	123
平成25年	315	111	185	14	276	130
平成26年	274	108	153	10	279	143
平成27年	267	63	192	6	254	150
平成28年	316	108	202	4	269	160

※ 司法統計による。平成28年の数値は速報値である。

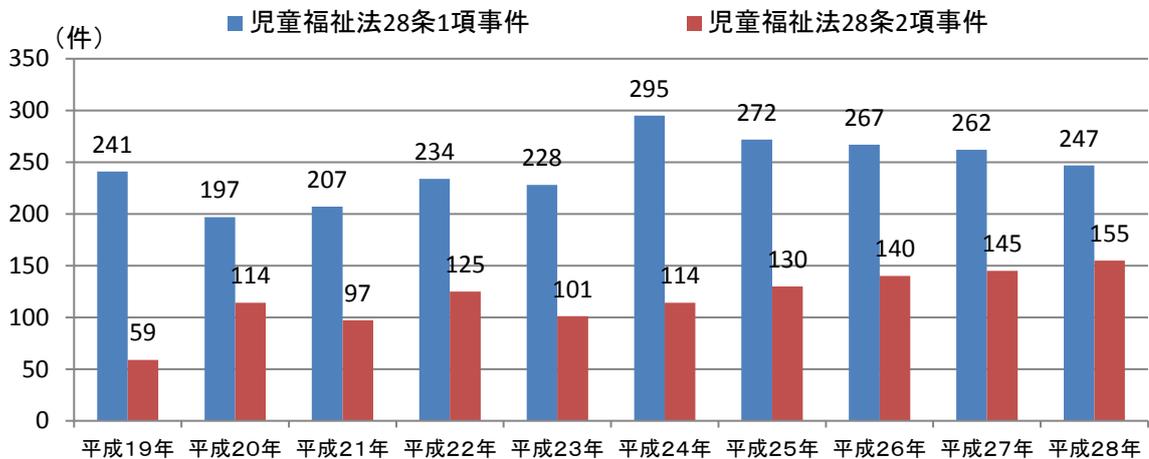
※ 親権制限事件について、平成23年までは、内訳を把握していない。

2 既済件数について

○親権制限事件の既済件数の推移（平成19年から平成28年まで）



○児童福祉法28条事件の既済件数の推移（平成19年から平成28年まで）



○既済件数一覧（平成19年から平成28年まで）

	親権制限事件				児童福祉法 28条1項 事件	児童福祉法 28条2項 事件
	合計	うち 親権喪失	うち 親権停止	うち 管理権喪失		
平成19年	103	—	—	—	241	59
平成20年	130	—	—	—	197	114
平成21年	111	—	—	—	207	97
平成22年	136	—	—	—	234	125
平成23年	127	—	—	—	228	101
平成24年	184	103	69	7	295	114
平成25年	300	104	182	12	272	130
平成26年	304	130	157	12	267	140
平成27年	260	68	181	8	262	145
平成28年	301	89	205	3	247	155

※ 司法統計による。平成28年の数値は速報値である。

※ 親権制限事件について、平成23年までは、内訳を把握していない。

3 終局区分別件数について

○親権制限事件の終局区分別件数（平成19年から平成28年まで）（件）

		既済総数	認容	却下	取下げ	その他
平成19年	親権制限事件	103	15	11	76	1
平成20年	親権制限事件	130	20	18	89	3
平成21年	親権制限事件	111	21	11	74	5
平成22年	親権制限事件	136	16	32	84	4
平成23年	親権制限事件	127	14	25	88	0
平成24年	親権制限事件	184	32	17	129	6
	うち親権喪失	103	17	8	76	2
	うち親権停止	69	14	7	44	4
	うち管理権喪失	7	0	2	5	0
平成25年	親権制限事件	300	92	42	164	2
	うち親権喪失	104	25	6	72	1
	うち親権停止	182	63	29	89	1
	うち管理権喪失	12	3	6	3	0
平成26年	親権制限事件	304	80	48	165	11
	うち親権喪失	130	32	16	75	7
	うち親権停止	157	40	28	85	4
	うち管理権喪失	12	5	2	5	0
平成27年	親権制限事件	260	82	35	140	3
	うち親権喪失	68	21	7	40	0
	うち親権停止	181	58	26	94	3
	うち管理権喪失	8	2	2	4	0
平成28年	親権制限事件	301	111	40	147	3
	うち親権喪失	89	25	13	49	2
	うち親権停止	205	83	25	96	1
	うち管理権喪失	3	3	0	0	0

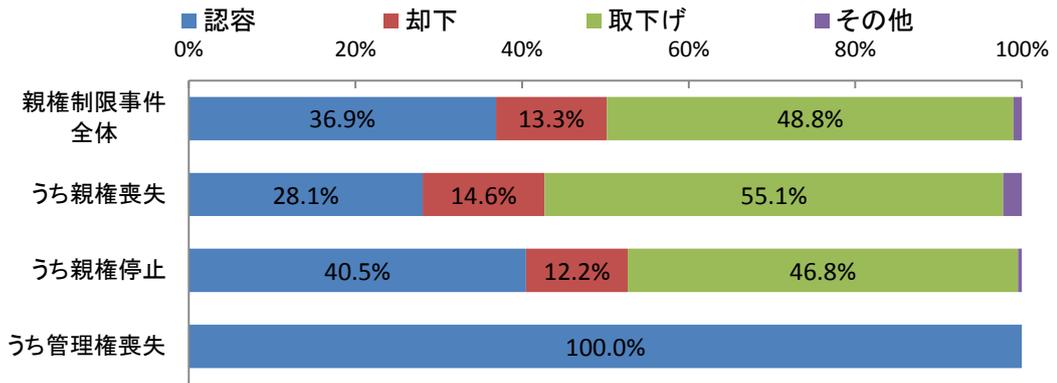
○児童福祉法28条事件の終局区分別件数（平成19年から平成28年まで）（件）

		既済総数	認容	却下	取下げ	その他
平成19年	28条1項事件	241	195	4	42	0
	28条2項事件	59	56	0	3	0
平成20年	28条1項事件	197	169	3	25	0
	28条2項事件	114	105	0	9	0
平成21年	28条1項事件	207	174	4	29	0
	28条2項事件	97	87	2	8	0
平成22年	28条1項事件	234	192	8	32	2
	28条2項事件	125	112	1	10	2
平成23年	28条1項事件	228	183	5	38	2
	28条2項事件	101	96	2	3	0
平成24年	28条1項事件	295	244	9	38	4
	28条2項事件	114	111	0	3	0
平成25年	28条1項事件	272	188	19	62	3
	28条2項事件	130	123	2	4	1
平成26年	28条1項事件	267	211	6	48	2
	28条2項事件	140	135	0	5	0
平成27年	28条1項事件	262	209	8	44	1
	28条2項事件	145	136	0	9	0
平成28年	28条1項事件	247	199	2	44	2
	28条2項事件	155	151	0	4	0

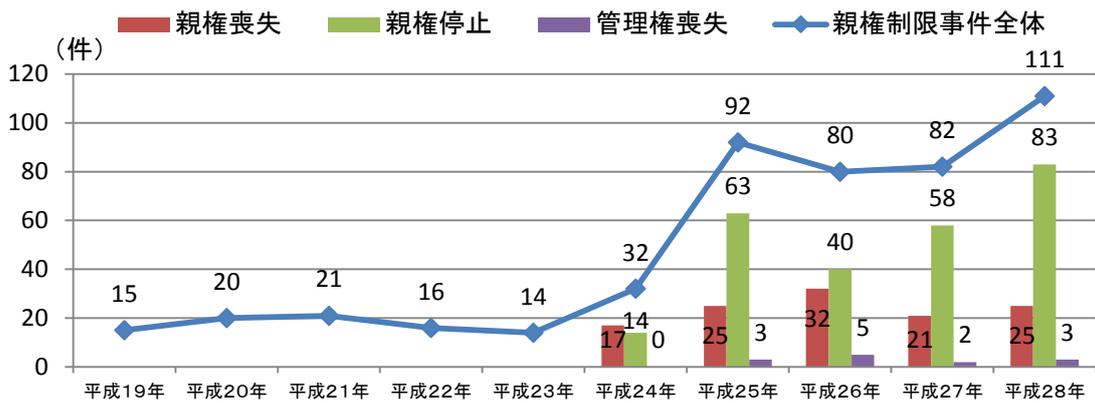
※ 司法統計による。平成28年の数値は速報値である。

※ 終局区分のその他は、移送、当然終了等である。

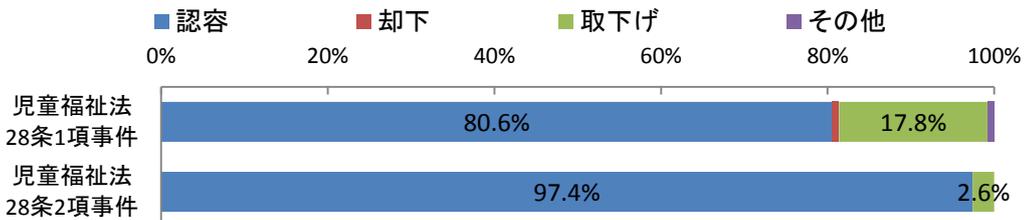
○親権制限事件の終局区分別割合（平成28年）



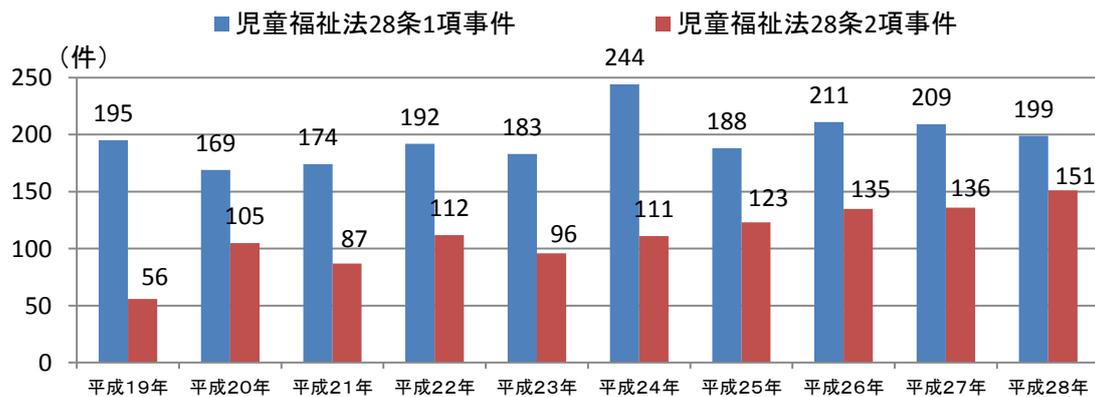
○親権制限事件の認可件数の推移（平成19年から平成28年まで）



○児童福祉法28条事件の終局区分別割合（平成28年）



○児童福祉法28条事件の認可件数の推移（平成19年から平成28年まで）



※ 司法統計による。平成28年の数値は速報値である。

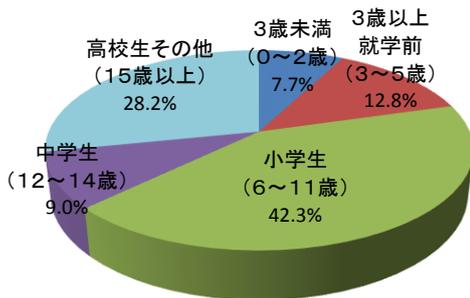
※ 終局区分のその他は、移送、当然終了等である。

4 子の性別と年齢について

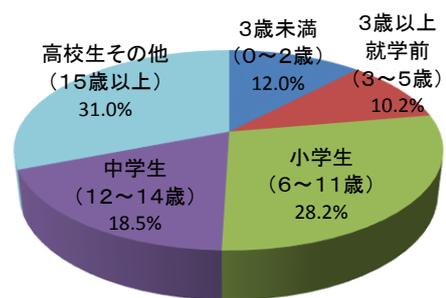
○親権制限事件の子の性別と年齢別件数（平成28年）

	子の数（割合）	3歳未満	3歳以上就学前	小学生 6～11歳		中学生 12～14歳	高校生その他 15歳以上		
		0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳				
親権喪失	合計	78 (100.0%)	6	10	33	10	23	7	22
	男子	33 (42.3%)	1	5	16	8	8	5	6
	女子	45 (57.7%)	5	5	17	2	15	2	16
親権停止	合計	216 (100.0%)	26	22	61	30	31	40	67
	男子	89 (41.2%)	12	7	29	13	16	18	23
	女子	127 (58.8%)	14	15	32	17	15	22	44

親権喪失の子の年齢別割合



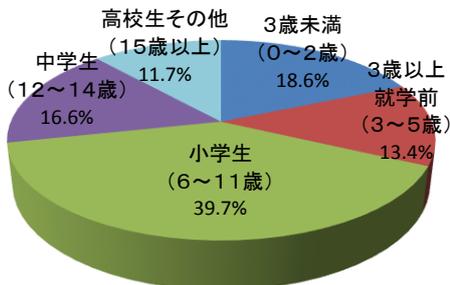
親権停止の子の年齢別割合



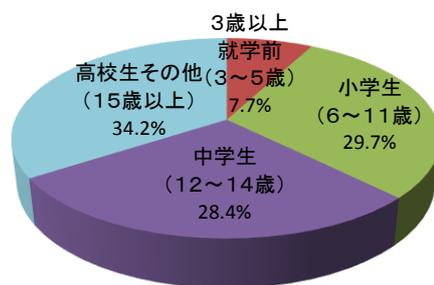
○児童福祉法28条事件の子の性別と年齢別件数（平成28年）

	子の数（割合）	3歳未満	3歳以上就学前	小学生 6～11歳		中学生 12～14歳	高校生その他 15歳以上		
		0～2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳				
児童福祉法28条1項事件	合計	247 (100.0%)	46	33	98	46	52	41	29
	男子	120 (48.6%)	24	21	49	23	26	18	8
	女子	127 (51.4%)	22	12	49	23	26	23	21
児童福祉法28条2項事件	合計	155 (100.0%)	0	12	46	22	24	44	53
	男子	68 (27.5%)	0	5	20	8	12	18	25
	女子	87 (35.2%)	0	7	26	14	12	26	28

児童福祉法28条1項事件の子の年齢別割合



児童福祉法28条2項事件の子の年齢別割合



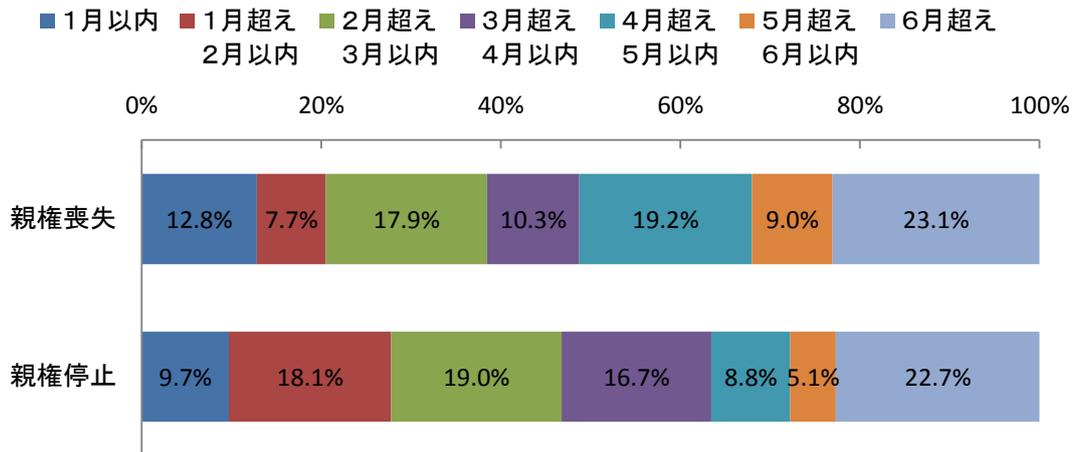
※ 当局実情調査の結果による。

5 審理期間について

○親権制限事件の審理期間別件数（平成28年）

								(件)
	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え	合計
親権喪失	10	6	14	8	15	7	18	78
親権停止	21	39	41	36	19	11	49	216

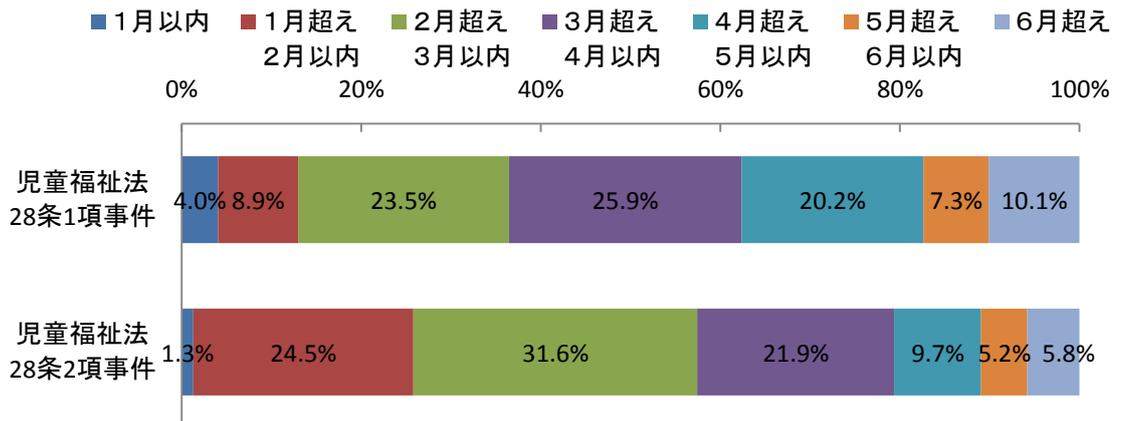
○親権制限事件の審理期間別割合（平成28年）



○児童福祉法28条事件の審理期間別件数（平成28年）

								(件)
	1月以内	1月超え 2月以内	2月超え 3月以内	3月超え 4月以内	4月超え 5月以内	5月超え 6月以内	6月超え	合計
児童福祉法 28条1項 の事件	10	22	58	64	50	18	25	247
児童福祉法 28条2項 の事件	2	38	49	34	15	8	9	155

○児童福祉法28条事件の審理期間別割合（平成28年）

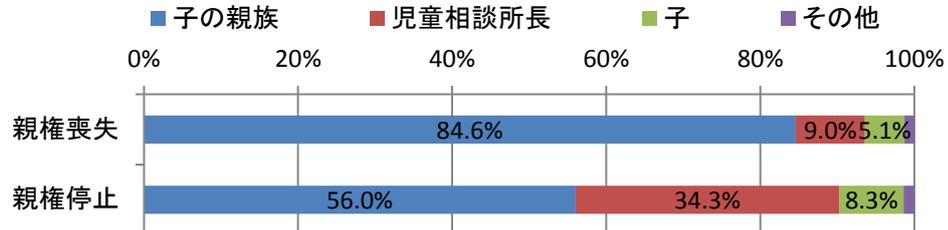


※ 当局実情調査の結果による。

6 親権喪失及び親権停止の事件処理の実情について

○申立人の属性（平成28年）

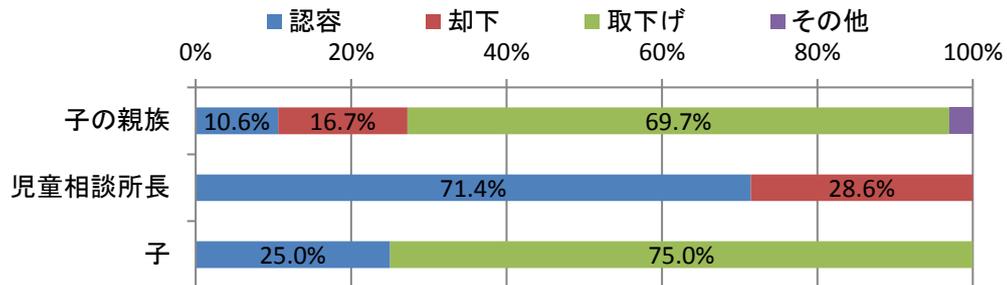
	子の親族	児童相談所長	子	その他	合計
親権喪失	66	7	4	1	78
親権停止	121	74	18	3	216



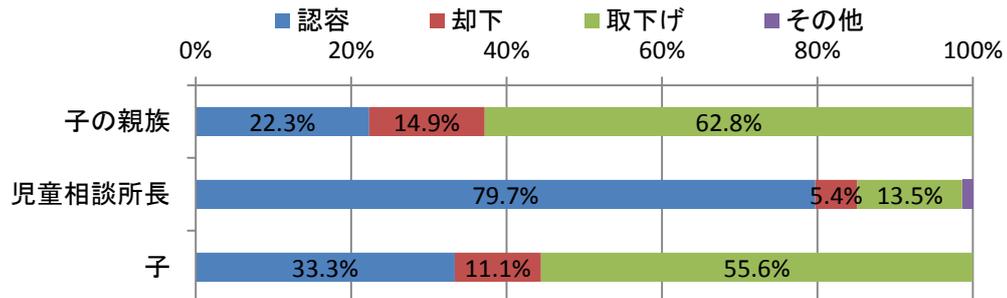
○申立人の属性別終局結果（平成28年）

	申立人の属性	認容	却下	取下げ	その他	合計
親権喪失	子の親族	7	11	46	2	66
	児童相談所長	5	2	0	0	7
	子	1	0	3	0	4
	その他	1	0	0	0	1
親権停止	子の親族	27	18	76	0	121
	児童相談所長	59	4	10	1	74
	子	6	2	10	0	18
	その他	2	1	0	0	3

【親権喪失】



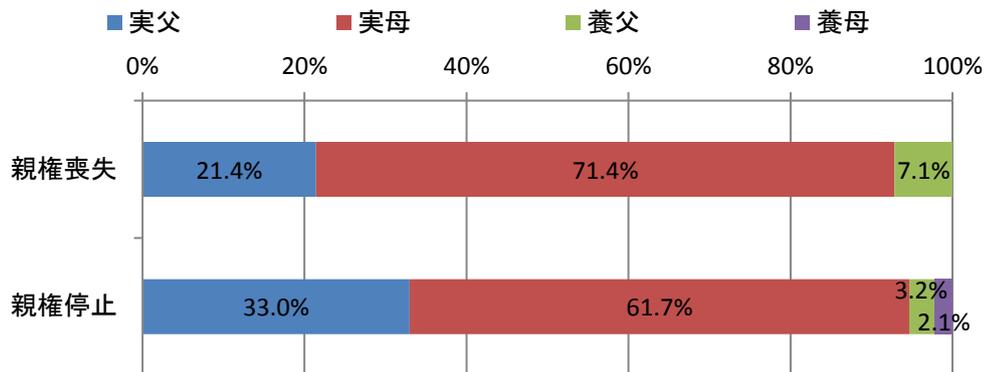
【親権停止】



※ 当局実情調査の結果による。

○認容事案における親権を喪失又は停止された親権者の属性（平成28年）
（人）

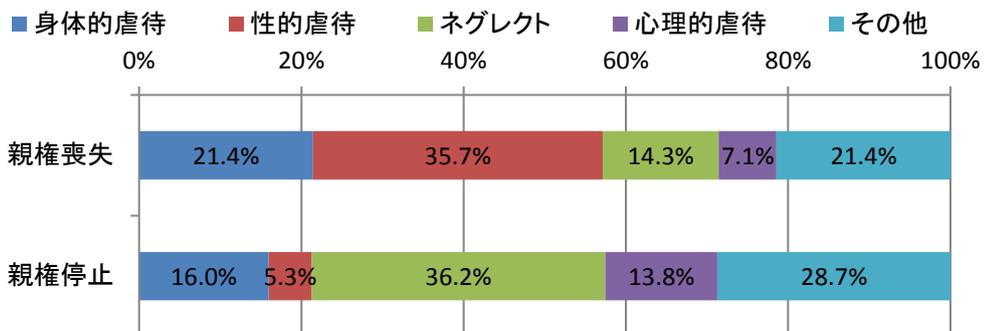
	実父	実母	養父	養母
親権喪失	3	10	1	0
親権停止	31	58	3	2



○認容原因（虐待等の態様）（平成28年）
（件）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
親権喪失	3	5	2	1	3
親権停止	15	5	34	13	27

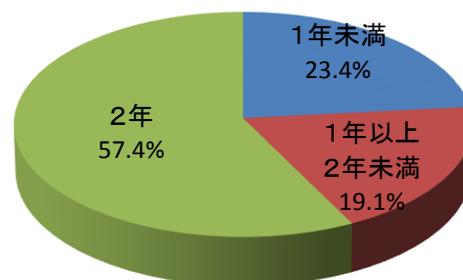
※ ネグレクトのうち医療ネグレクトを原因とするものは、親権喪失については0件、親権停止については10件であった。



※ その他には、親権者の所在不明等が含まれる。
 ※ 同一事件について、複数の認容原因が存在する場合がある。

○親権停止期間（平成28年）
（件）

1年未満	1年以上 2年未満	2年
22	18	54

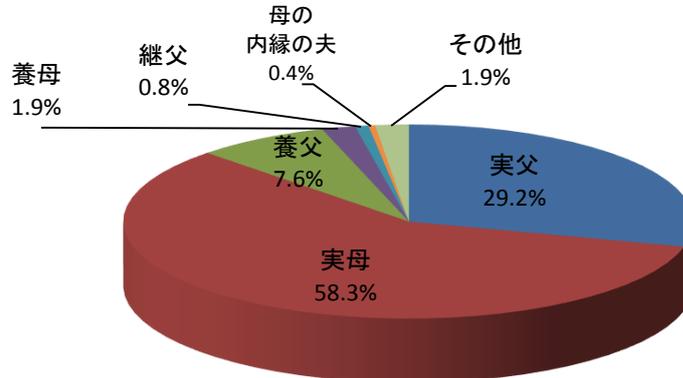


※ 当局実情調査の結果による。

7 児童福祉法28条1項及び2項の事件処理の実情について

○児童福祉法28条1項事件の認容事案における虐待者の属性（平成28年）

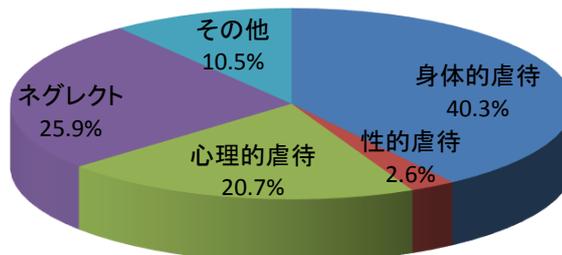
実父	実母	養父	養母	継父（母の配偶者）	継母（父の配偶者）	母の内縁の夫	父の内縁の妻	その他
77	154	20	5	2	0	1	0	5



- ※ その他には、祖父母、兄弟姉妹等が含まれる。
- ※ 同一事件について、複数の虐待者が存在する場合がある。

○児童福祉法28条1項事件の認容原因（虐待等の態様）（平成28年）

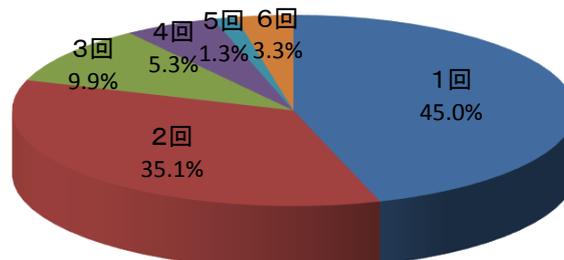
身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	その他
123	8	63	79	32



- ※ その他には、親権者の所在不明等が含まれる。
- ※ 同一事件について、複数の認容原因が存在することがある。

○児童福祉法28条2項事件の認容事案における更新回数（平成28年）

1回	2回	3回	4回	5回	6回	合計
68	53	15	8	2	5	151



- ※ 当局実情調査の結果による。

○児童福祉法28条1項及び2項事件における保護者に対する都道府県への勧告
 (児童福祉法28条5項)の件数(平成28年)

(件)

	認容件数	うち勧告件数
児童福祉法 28条1項事件	199	20
児童福祉法 28条2項事件	151	15

※ 勧告件数は、当局実情調査の結果に基づく概数である。

○家事事件手続法239条による審判前の保全処分事件(つきまとい・はいかい
 禁止)の新受・既済件数(平成24年から平成28年まで)

(件)

	新受件数	既済件数				
		合計	認容	却下	取下げ	その他
平成24年	0	1	1	0	0	0
平成25年	0	0	0	0	0	0
平成26年	1	1	0	0	0	1
平成27年	1	0	0	0	0	0
平成28年	0	1	0	0	1	0

※ 司法統計による。平成28年の数値は速報値である。

※ その他は、移送、当然終了等である。